

老人クラブ

賠償責任保険専用「加入申込書兼払込取扱票」

賠償専用

掛金払込用紙(払込取扱票)
〈記入例〉

① ☆クラブ名を必ずご記入ください。

② 保険担当者の住所・氏名・電話番号をご記入ください。

③ 必ず押印ください。

④ 掛金合計金額(払込掛金(全会員数×100円の掛金合計額):最低引受保険料3,000円)を記入してください。

掛金払込み後、振替払込請求書兼受領証は大切に保管してください。

02	東京	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号			金額		
001805	790747	千	百	十	万
			4	0	0
加入者			料	備考	
全老連賠償責任保険係			金		
公益財団法人 全国老人クラブ連合会 御中 ※私は、別紙「賠償責任保険の概要」にご加入の際の注意事項等を確認し、契約者である団体に対して加入を依頼します。また、所属クラブの会員全員での加入に相違ありません。 加入依頼日・日附印の通り 以下ご依頼人は、保険料払込依頼人兼保険加入依頼者となりますので、クラブの会長もしくは保険係の方に記載ください。			申込印(ご加入時の 確認事項確認印兼用)		
通信欄			和泉		
①クラブ名☆			②掛金		
XXXXXXXX			★全会員数 400人×100円=40,000円 ※(但し、最低引受保険料3,000円)		
ご依頼人			日附印		
おところ(郵便番号 XXX-XXXX) 神奈川県川崎市宮前区小台-4-6-701 おなまえ 和泉 花子 (電話番号 XXX-XXX-XXXX)			和泉 花子 様		
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第55292号) これより下部には何も記入しないでください。			この受領証は、大切に保管してください。		

⑤ ★被保険者数、掛金合計額(最低引受保険料3,000円)を必ずご記入ください。

⑥ 保険担当者の氏名をご記入ください。

以下、払込取扱票に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

賠償責任専用

※他の払込みには利用できません。

02	東京	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号			金額		
001805	790747	千	百	十	万
			4	0	0
加入者			料	備考	
全老連賠償責任保険係			金		
公益財団法人 全国老人クラブ連合会 御中 ※私は、別紙「賠償責任保険の概要」にご加入の際の注意事項等を確認し、契約者である団体に対して加入を依頼します。また、所属クラブの会員全員での加入に相違ありません。 加入依頼日・日附印の通り 以下ご依頼人は、保険料払込依頼人兼保険加入依頼者となりますので、クラブの会長もしくは保険係の方に記載ください。			申込印(ご加入時の 確認事項確認印兼用)		
通信欄			和泉		
①クラブ名☆			②掛金		
XXXXXXXX			★全会員数 400人×100円 = 40,000円 ※(但し、最低引受保険料3,000円)		
ご依頼人			日附印		
おところ(郵便番号 XXX-XXXX) おなまえ 和泉 花子 (電話番号 XXX-XXX-XXXX)			和泉 花子 様		
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第55292号) これより下部には何も記入しないでください。			この受領証は、大切に保管してください。		

1 申込方法

- ①毎年9月15日までにお申込みください。
⇒保険の有効期間は、毎年10月1日午後4時～翌年10月1日午後4時までの1年間
- ②加入時に会員名簿の提出は必要ありません。
- ③掛金は賠償保険専用の「掛金払込用紙(払込取扱票)」に必要事項を記載・押印し、郵便局(ゆうちょ銀行)から掛金を払込んでください。
⇒【記載事項】:クラブ名・全会員数(被保険者数)・掛金・ご依頼人(保険担当者)・郵便番号・住所・氏名(押印)・電話番号
⇒すでに傷害保険にご加入の場合、保険担当者は同一の方でお願いします。
- ④「振替払込請求書兼受領証」は掛金の領収証に代わるものです。保険担当者は大切に保管してください。
⇒掛金入金のお知らせは差し上げておりません。
⇒また契約者を全国老人クラブ連合会とする団体契約保険のため、保険証券等の発行はいたしておりません。

2 中途加入

- 「中途加入」および「加入クラブにおける会員の追加加入」は可能です。
- ⇒「中途加入」:毎月15日までに掛金の払込みで翌月1日からの加入となります。但し、保険期間は直近の10月1日までとなります。
- ⇒「加入クラブにおける会員の追加加入」:届出は不要です。掛金は加入年に限り必要ありません。

3 保険金請求の際のご注意

保険金請求の際は、「老人クラブの補助金申請時」および「事故発生時」の全会員名簿が必要です。また所属市町村老連の「会員数証明」が必要となる場合があります。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

〔ご加入時の確認事項〕

私は、被保険者が契約者である団体の構成員であることを確認し、「賠償責任保険概要」に記載されている「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意の上、加入を依頼します。

賠償保険専用

収入印紙
課税相当額以上
貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。

老人クラブ 賠償責任保険〈掛金・保険金内容〉

クラブ全員型

対象：単位老人クラブ(全会員加入)

補償範囲：老人クラブ活動中の対人・対物(損壊)の損害補償(自動車等の所有・使用・管理に起因する事故は、対象外)管理下財物(注)の盗難・紛失等を補償します。但し、往復途上の事故およびご自身のケガは対象となりません。

注)日本国内において被保険者(単位老人クラブ・会員)が占有または使用等している第三者の財物

掛金：クラブの全会員数×100円(但し、最低引受保険料3,000円。全会員数が30名未満の場合は、最低引受保険料3,000円を払込みください。)

支払限度額：1億円

※施設賠償責任保険:対人・対物(1名・1事故)

※生産物賠償責任保険:対人・対物(1名・1事故・保険期間中)

※初期対応費用、訴訟対応費用担保特約:支払限度額500万円(1事故)も付帯されております。

※詳細については、賠償責任保険の「概要・ご加入の際の注意事項」をご参照ください。

(お支払される保険金は、事故の損害額や賠償責任割合に基づき、保険会社が査定いたします。)

保険期間：毎年10月1日(午後4時)～翌年10月1日(午後4時)までの1年間

引受条件【ご注意】

- ・全会員でご加入ください。【申込クラブの全会員数が30名未満の場合は、最低引受保険料3,000円を払込みください。】
- ・ご加入時の会員数に誤りがある場合は、保険金をお支払いできないこと、または保険金のお支払いが削減されることがあります。
- ・保険金請求の際は、「老人クラブの補助金申請時」および「事故発生時」の全会員名簿が必要です。また所属市区町村老連の「会員数証明」が必要となる場合があります。

保険金をお支払いする場合

被保険者(単位老人クラブ・会員)が、日本国内において発生した次の①・②の事由について、法律上の損害賠償責任(注)を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

①施設賠償責任

- ・被保険者(単位老人クラブ・会員)が、クラブ活動で使用する施設においてクラブの管理下で行事に参加している間、またはクラブ活動をしている施設に起因する偶然な事故によって、他人の身体や生命を害したこと、または他人の物を壊したこと(盗難・紛失を含みます。)

②生産物賠償責任

- ・被保険者(単位老人クラブ・会員)がクラブ活動で製造、販売もしくは提供したもの、または業務・サービスの結果に起因して他人の身体や生命を害したこと、または他人の物を壊したこと

(注)「法律上の賠償責任」

法律上の賠償責任が発生したことが要件となります。

(注)引受保険会社の承認を得ないで示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

(注)管理下財物とは日本国内において単位老人クラブ・会員が占有または使用等している第三者の財物。

- ◆この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。
- ◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

見本



公益財団法人 全国老人クラブ連合会

保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル1階102号

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ
先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ傷害保険

検索

メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

- ◆この書類は、「老人クラブ活動専用賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)」についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「老人クラブ3つの保険ご案内パンフレット」、「概要・重要事項説明書」等をよくお読みください。詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款によります。ご不明な点等がありました場合には、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。